

多衆運動の許可事務等の取扱いに関する訓令

富山県警察本部訓令第5号

多衆運動に関する条例施行規則の取扱いに関する訓令（昭和37年富山県警察本部訓令第6号）の全部を次のように改正する。

昭和61年3月14日

富山県警察本部長

多衆運動の許可事務等の取扱いに関する訓令

（目的）

第1条 この訓令は、多衆運動に関する条例施行規則（昭和44年富山県公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、多衆運動の許可等に関しその取扱手続を定めることを目的とする。

（受付時の措置）

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、規則第2条第2項の規定による多衆運動許可申請書又は許可変更申請書（以下「許可申請書等」という。）の提出を受けたときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 多衆運動をしようとする地域が多衆運動に関する条例（昭和24年富山県条例第24号。以下「条例」という。）第1条に規定する公共の場所であるかどうかを検討し、公共の場所に当たらないものについては、申請を必要としない旨を説明して許可申請書等を返還すること。
- (2) 許可申請書の記載事項が条例第4条第1項各号に規定する要件を具備していないときは、これを整えさせること。
- (3) 条例第3条に規定する申請が同条に規定する者の代理人によって行われたものであるときは、同条に規定する者に申請させること。
- (4) 前各号のいずれにも該当しないときは、申請を受理し、申請者に許可処分又は不許可処分を記載した書面（以下「許可書面等」という。）を交付する日時及び場所を通知すること。

2 署長は、許可申請書等を1通受理したときは、受付印を押し、受理時刻を記入するものとする。

（申請の調査等）

第3条 署長は、許可申請書等を受理したときは、次の各号に掲げる事項について調査し、多衆運動許可（変更）申請副申書（別記様式第1号。以下「副申書」という。）を作成して、当該許可申請書等とともに、速やかに、ファクシミリにより警察本部長（以下「本部長」という。）に進達しなければならない。この場合において、署長は、事後、当該許可申請書等及び副申書を本部長に送付しなければならない。

- (1) 参加団体、多衆運動の目的等申請書記載内容に対する虚偽事実の有無

- (2) 多衆運動の場所、時刻等から判断して公共の安全をおかすおそれの有無
- (3) 路線、時刻等から判断して車両等の運行その他について交通の安全を妨げるおそれの有無
- (4) その他参考事項

2 前項の規定にかかわらず、署長は、許可申請書等を受理した場合において、当該申請が重要又は異例と認められるものであるときは、同項の調査終了後直ちに、当該許可申請書及び副申書を本部長に送付して進達しなければならない。

3 署長は、前2項の場合においては、当該許可申請書及び副申書の写しを作成し、保管しておかなければならない。

4 署長は、多衆運動が他の警察署の管轄区域にわたるときは、速やかに、その日時及び場所を当該署長に通知しなければならない。

(処分の決定等)

第4条 本部長は、前条第1項又は第2項の規定による進達を受けたときは、その内容を検討し、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 許可（条件の付与を含む。）しても支障がないと認めたものについては、その旨を当該申請を受理した署長に通知する。

(2) 許可に支障があると認めたもの又は重要若しくは異例の許可に当たると認めたものについては、許可申請書等及び副申書を添えて、速やかに、富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に意見を付して提出するものとする。

2 本部長は、前項第2号の申請について、公安委員会が許可処分又は不許可処分を決定したときは、速やかに、その旨を当該署長に通知するものとする。

(許可書等の交付)

第5条 署長は、前条第1項第1号及び第2項の規定による通知を受けたときは、あらかじめ配付された許可書等に必要な事項を記入の上、速やかに、申請者に交付しなければならない。

2 署長は、条件を付与した許可書を交付するときは、申請者に当該条件の内容を説明するほか、主宰者に警備上必要な処置をとるよう指導しなければならない。

3 署長は、申請者の所在が不明等のため、規則第5条第2項の規定により許可書等を掲示した場合において、後日、申請者の所在が判明したときは、その写しを申請者に送付するものとする。

(報告)

第6条 署長は、条例の許可に基づく多衆運動が行われたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項について、電話又は書面により本部長に報告しなければならない。

(1) 多衆運動の日時及び場所

(2) 主宰者（団体の場合は、団体の代表者）の氏名

(3) 集会の開始及び解散の時刻

(4) 集団示威行進の出発、到着及び解散の時刻

(5) 主な参加団体の名称及び参加人員

(6) 集会及び集団示威行進の状況

(7) その他特異事項

(備付簿冊)

第7条 本部長及び署長は、多衆運動許可申請処理簿（別記様式第2号又は別記様式第3号）を備え付け、所定事項を記載するものとする。

附 則

この訓令は、昭和61年3月14日から施行する。

附 則（平成14年1月11日本部訓令第2号）

この訓令は、平成14年1月30日から施行する。

※ 別記様式：省略